

春の火災予防運動

平成24年3月1日(木)～3月7日(水)までの7日間

全国統一
防火標語

「消したはず
決めつけしないで もう一度」

この時季は、火災が発生しやすい気候となることから、火災予防思想の一層の普及を図り、火災発生を防止することを目的として、この運動が全国的に展開されます。平成23年中の東近江行政組合消防本部管内の火災発生件数は、合計76件発生しました。「建物火災」は11件減少していますが、「車両火災」が13件、空地の雑草が燃え広がるなどの「その他火災」が14件増加しました。火災による死者は放火自殺による1名で、逃げ遅れ等による死者はありませんでした。



火災発生状況

区分	年	平成23年	平成22年	増減
火災件数	建物火災	35	46	-11
	林野火災	0	1	-1
	車両火災	20	7	+13
	その他火災	21	7	+14
	合計	76	61	+15
死傷者	死者	1	4	-3
	負傷者	7	13	-6



平成23年の火災発生状況

出火原因 ワースト3



放火(放火の疑い含む) 9件



たき火 8件



たばこ 6件

火災対策は出来ていますか？

最大の火災対策は、出火をなくす、つまり「出火防止」です。
そして、その次に大切なのが万が一出火してしまった場合、出来るだけ早く発見して、家人や消防署に知らせる「早期発見」です。
住宅用火災警報器は、「早期発見」において、大きな効果を発揮します。設置期限はすでに済んでいますので、まだ設置されていないご家庭は早急に設置して下さい。



東近江行政組合消防本部
☎0748-22-7600

近江八幡消防署 ☎33-5119
日野消防署 ☎52-0119
南消防出張所 ☎55-0119

八日市消防署 ☎22-7610
能登川消防署 ☎42-0119
東消防出張所 ☎29-0111

あなたと家族の命を守ります!

住宅用火災警報器 設置しましたか?



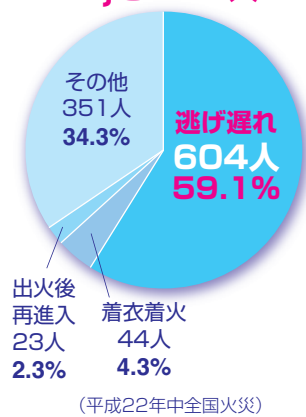
平成23年6月1日からすべての住宅で
住宅用火災警報器の設置が**義務**となりました。



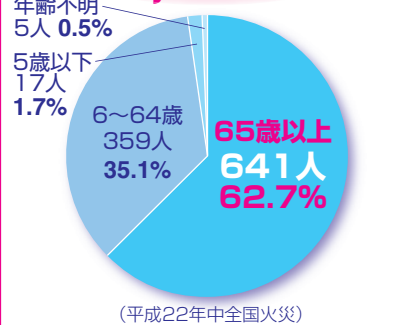
どうして住宅用火災警報器の設置が義務化されたのか?

近年、住宅火災による死者が増加しており、死に至った原因として「逃げ遅れ」の割合が非常に高くなっています。また、住宅での火災の死者の半数以上が65歳以上の高齢者であり、今後、高齢社会が急速に進展していくこととともない、さらなる増加が懸念されることから、**火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器の設置が重要**であり、火災時の逃げ遅れ者を防ぐため、消防法の改正により住宅用火災警報器の設置が義務化されました。

住宅火災による死者
(放火自殺者を除く)
1,022人



住宅火災による年齢別死者
1,022人



平成22年中の全国の火災において、住宅火災による死者数(放火、自殺者を除く)のうち、逃げ遅れによって亡くなられた方は604人、また、年齢別死者数では641名が65歳以上の高齢者でした。

どの部屋に設置するの?

- 寝室に設置します。
- 寝室が2階にある場合は、その階の階段の踊り場の上部にも設置します。
- 台所などにも安全のために自主的に設置しましょう。



住宅用火災警報器が設置されていたので、火災が早期に発見された事例

【早く気づき、火災発生または拡大に至らなかった主な事例】

事例1

こんろで天ぷら油を加熱中、その場を離れたところ、てんぷら油に火が入り隣の寝室に設置している「住宅用火災警報器」が作動し大事に至らなかった。

台所で煮炊き中、電話が鳴ったのでその場を離れたため、鍋に火が入り発生した煙により、「住宅用火災警報器」が作動、家人が気づき煮炊き物が焦げただけで済んだ。



事例2

午前2時ごろ、パソコンを使用中に、別室から「住宅用火災警報器」の警報音が聞こえたので確認したところ、こたつの上の灰皿が割れ、こたつ布団が燃えていたため、水バケツで消火した。



【火災に早く気づき、命を取り止めることができた主な事例】

事例1

電気ストーブを点けたまま就寝したため、近接していた毛布が輻射熱を受けて焼け焦げ発煙し、寝室に設置していた「住宅用火災警報器」の鳴動に気づき初期消火し、119番通報した。



事例2

家人が就寝前、布団の上でたばこを吸ったまま、就寝したため、掛け布団から煙があがり、「住宅用火災警報器」が作動し、警報音で目が覚めて119番通報した。



救急車の適正利用を!!

1秒を争う救急車、あなたも1秒考えて!!

明らかに緊急でないのに? 救急車を呼ぶ人がいます。
救急車は命に関わる傷病者が待っています。



火災や医療情報のお問い合わせ等は、
右記の情報案内をご利用ください。

火災の問い合わせ
消防情報案内
☎23-5599

病院の問い合わせ
医療情報案内
☎23-3799

聴覚障害者の方
消防緊急ファックス
FAX 22-2100

パソコン、携帯電話からも今診てもらえる医療機関を探せます。

パソコンの場合 <http://www.shiga.qq-net.jp/>

携帯電話の場合 右のバーコードを読み取り機能付きの携帯電話で読み取って下さい。

